

○国土交通省告示第八百六十一号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があり、かつ、同空港について指定した延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項及び第五十六条の二第二項において準用する第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十九日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 申請者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一
- 二 飛行場の名称及び位置 成田国際空港 千葉県成田市
- 三 公共の用に供するかどうかの別 公共用
- 四 変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和四十一年運輸省告示第三百九十七号、昭和四十二年運輸省告示第三十号及び平成十八年国土交通省告示第千百四号参照）
 - イ 標点の位置 北緯三十五度四十六分五秒 東経百四十度二十三分四十秒 標高四十一メートル
 - ロ 飛行場の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれる部分（総面積二千二百九十七万二千五百二十五平方メートル）

ハ 着陸帯B

(1) 等級 A 級
(2) 範囲 第三図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれる区域

(長さ三千六百二十メートル、幅二百八十メートル)

ニ 滑走路 B

長さ 三千五百メートル

ホ 着陸帯 B'

(1) 等級 A 級

(2) 範囲 第四図のうち、a、b、c、d 及び a の各点を順次に結んだ線で囲まれる区域

(長さ三千六百二十メートル、幅百五十メートル)

ヘ 滑走路 B'

長さ 三千五百メートル

ト 着陸帯 C

(1) 等級 A 級

(2) 範囲 第三図のうち、ツ、ネ、ナ、ラ及びツの各点を順次に結んだ線で囲まれる区域

(長さ三千六百二十メートル、幅二百八十メートル)

チ 滑走路 C

長さ 三千五百メートル

リ 新たに供用することとなる誘導路

延長 七千四百七十一メートル

又 変更後の進入区域、進入表面、転移表面及び水平表面

(1) 進入区域 第三図のうち、次の(i)から(iv)に掲げる各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれる台形の区域及び第四図のうち、次の(v)から(vi)に掲げる各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれる台形の区域

(i)	イ、ロ、ヘ、ホ及びイ
(ii)	ハ、ニ、チ、ト及びハ
(iii)	ツ、ネ、ウ、ム及びツ
(iv)	ナ、ラ、ノ、ネ及びナ
(v)	a、b、f、e及びa
(vi)	c、d、h、g及びc

(2) 進入表面 第三図のうち、着陸帯の短辺(イロ、ハニ、ツネ及びナラ)に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの及び第四図のうち、着陸帯の短辺(a b及びc d)に接続し、かつ、水平面に対し上方へ

五十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの

(3) 水平表面 第三図のうち、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、

この点を中心として半径四千メートルで描いた円周（サの線）で囲まれる部分

(4) 転移表面

(i) 着陸帯Bにかかる転移表面

第三図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハを含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

(ii) 着陸帯B'にかかる転移表面

第四図のうち、進入表面の斜辺（ae及びdh並びにbf及びcg）を含む平面及び着陸帯の長辺（ad及びbc）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるものの

うち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（a o 及び d n 並びに b j 及び c k）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（p o、o n 及び n m 並びに i j、j k 及び k l）及び進入表面の斜辺（a p 及び d m 並びに b i 及び c l）又は着陸帯の長辺（a d 及び b c）により囲まれる部分

(iii) 着陸帯Cにかかる転移表面

第三図のうち、進入表面の斜辺（ツム及びラノ並びにネウ及びナキ）を含む平面及び着陸帯の長辺（ツラ及びネナ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（ツコ及びラフ並びにネク及びナヤ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（エコ、コフ及びフケ並びにオク、クヤ及びヤマ）及び進入表面の斜辺（ツエ及びラケ並びにネオ及びナマ）又は着陸帯の長辺（ツラ及びネナ）により囲まれる部分

ル 変更後の延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面

(1) 延長進入表面

第三図における着陸帯Bの短辺イロ及び着陸帯Cの短辺ナラに接続する進入表面を含む平面のうち、当該進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行

な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分（第五図中ホ、へ、レ、ソ及びホ並びにノ、中、テ、ア及びノの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれる部分）及び第四図における着陸帯B'の短辺a bに接続する進入表面を含む平面のうち、当該進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分（第六図中e'、f'、q、r及びe'の各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれる部分）

(2) 円錐表面

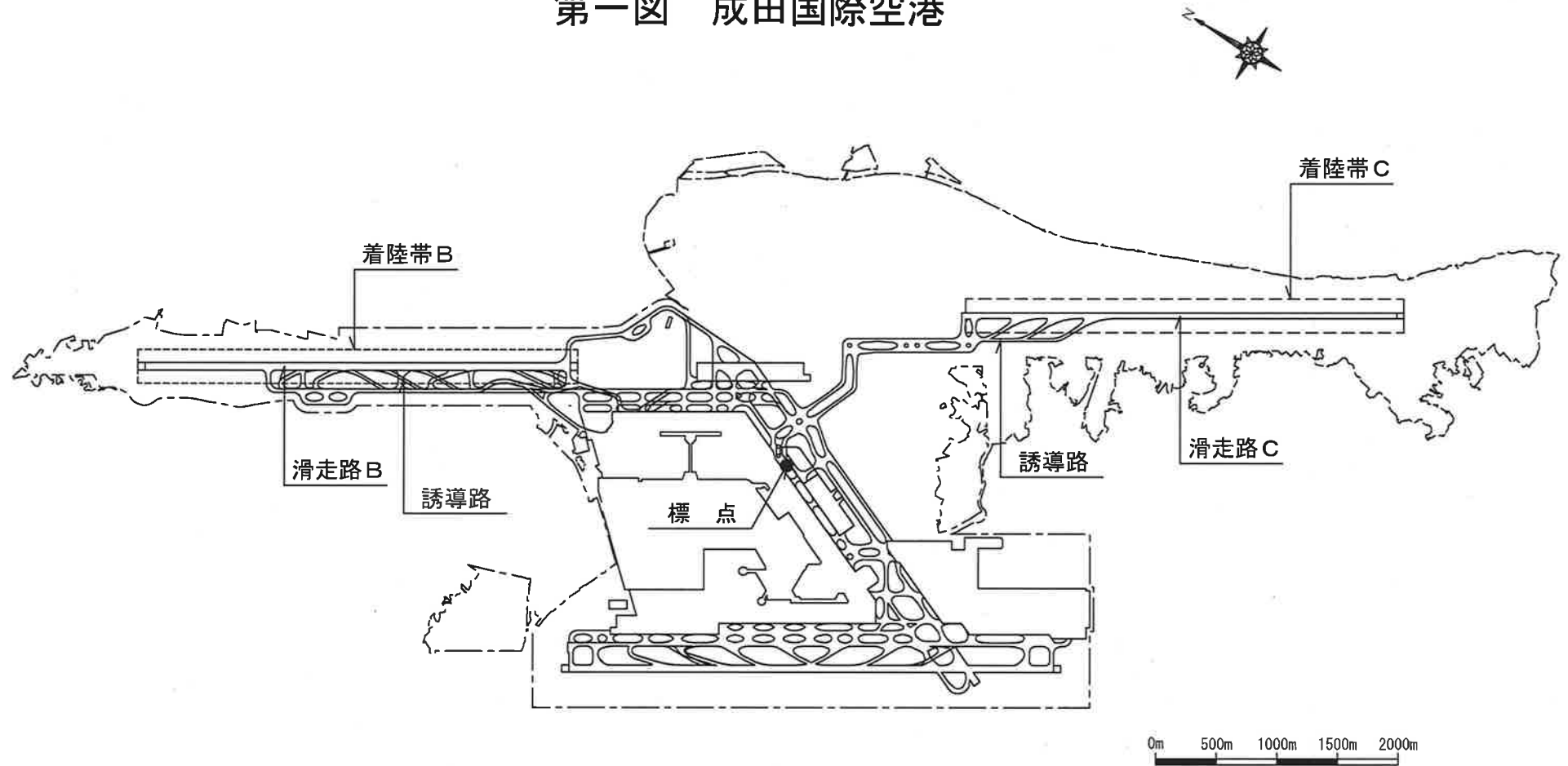
水平表面の外縁に接続し、かつ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一の勾配を有する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートルの半径で水平に描いた円周（第五図キの線）で囲まれる部分

(3) 外側水平表面

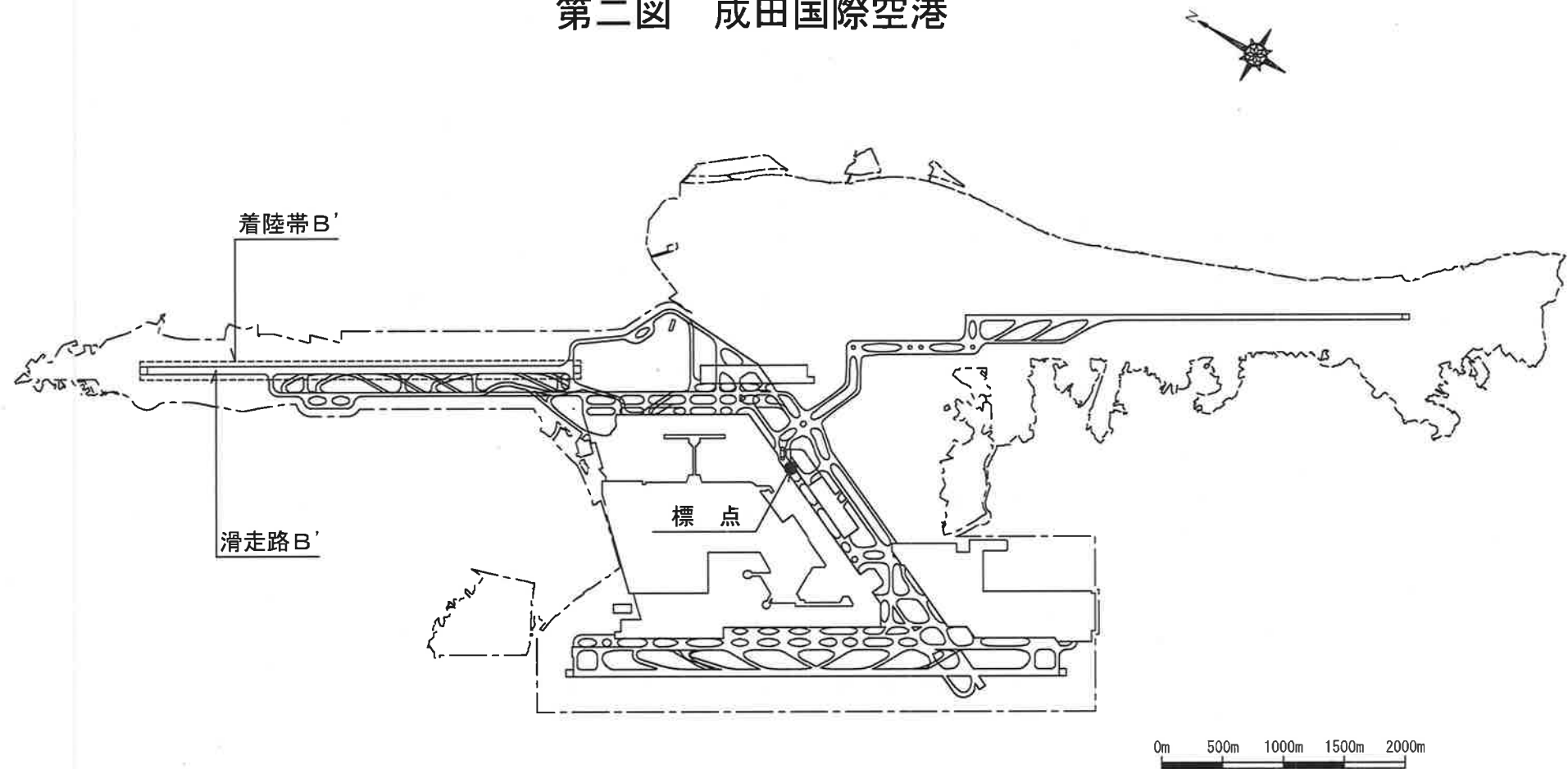
前号の円錐面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として二万四千メートルの半径で水平に描いた円周（第五図ユの線）で囲まれる部分（投影面が水平表面又は円錐表面の投影面と一致する部分を除く。）

五 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和十一年三月三十一日

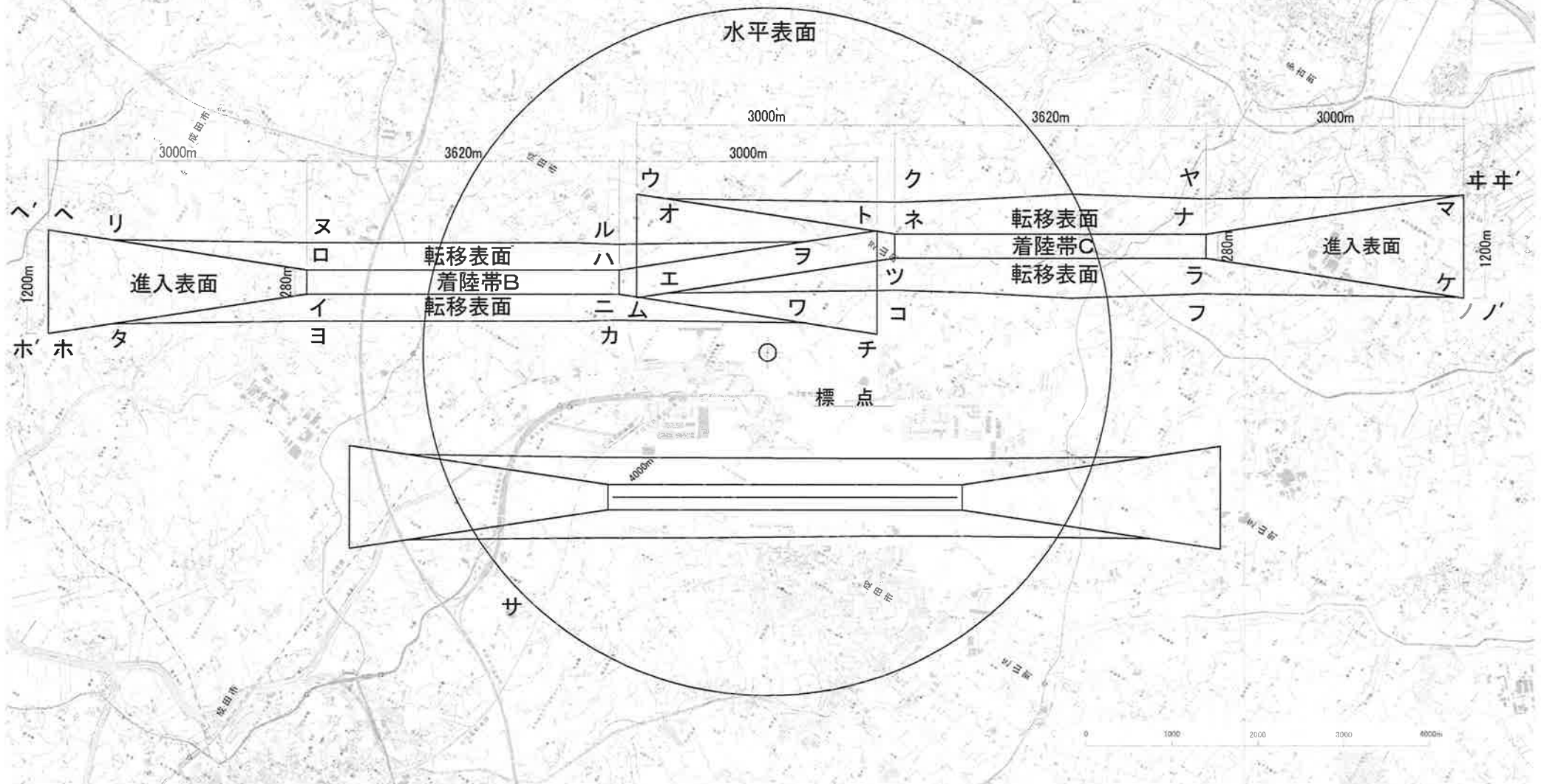
第一図 成田国際空港



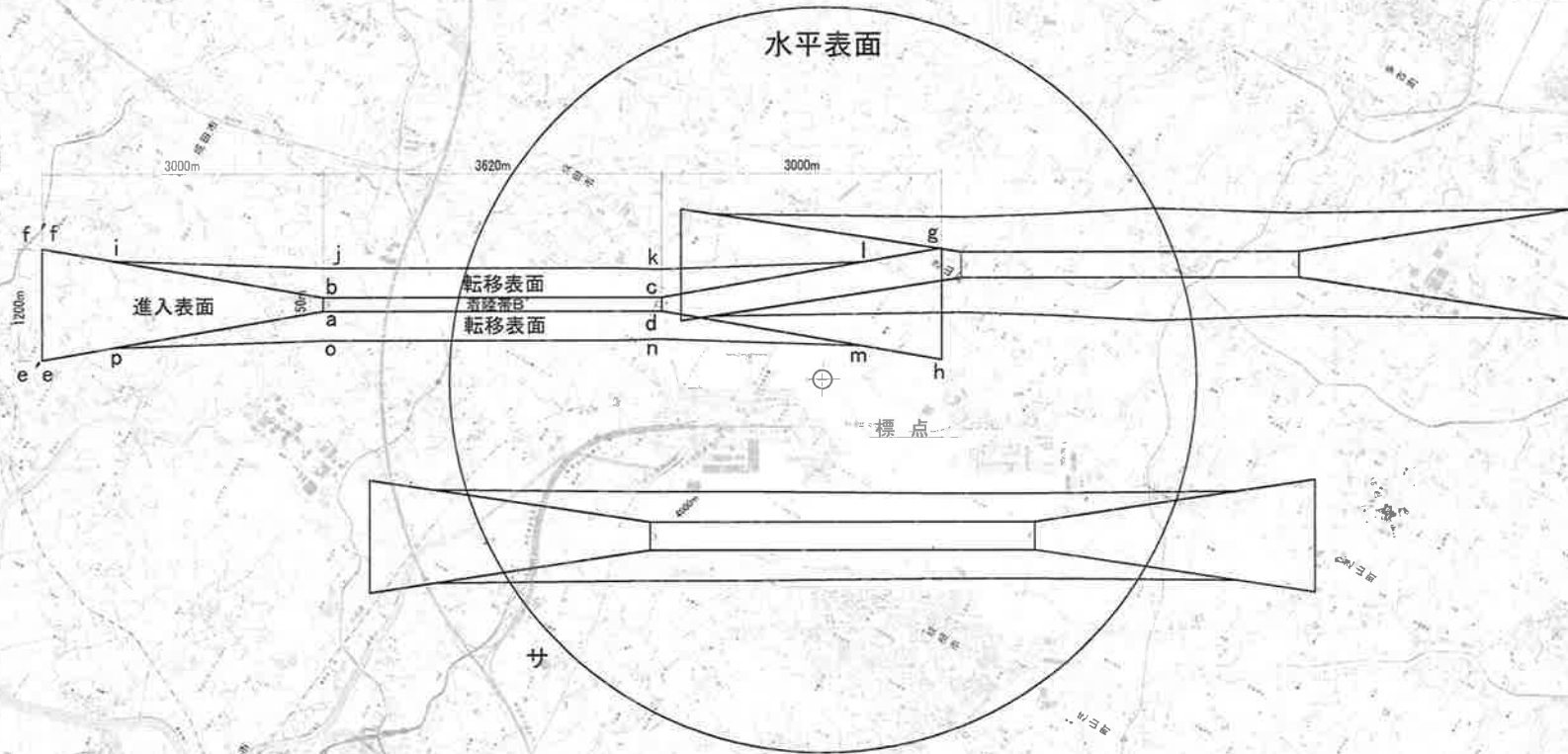
第二図 成田国際空港



第三図 成田国際空港



第四図 成田国際空港



第五図 成田国際空港



記号	北緯	東経
標点	35° 46' 05"	140° 23' 40"
ホ'	35° 50' 02"	140° 20' 58"
ヘ'	35° 50' 22"	140° 21' 40"
レ'	35° 56' 28"	140° 18' 40"
ソ'	35° 55' 07"	140° 15' 52"
ヰ'	35° 42' 49"	140° 27' 26"
ノ'	35° 42' 29"	140° 26' 45"
テ'	35° 37' 44"	140° 32' 31"
ア'	35° 36' 23"	140° 29' 44"

第六図 成田国際空港



記号	北緯	東経
標点	35° 46' 05"	140° 23' 40"
e	35° 50' 02"	140° 20' 58"
f	35° 50' 22"	140° 21' 40"
q	35° 56' 32"	140° 18' 49"
r	35° 55' 03"	140° 15' 43"